



令和8年度久留米市結婚新生活支援補助金 説明資料

【対象世帯】 新たに婚姻した夫婦で、次の全ての項目に該当する世帯

1	婚姻日	婚姻日が令和8年1月1日から令和9年2月26日である
2	年齢	婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下 ※誕生日の前日に年齢が加算
3	居住	久留米市内に夫婦で同居
4	定住	今後3年以上久留米市に住む意思があり、実際に住む
5	所得	夫婦の合計所得金額が500万円未満 ※奨学金返済額は所得から控除できる
6	滞納の有無	申請日において、夫婦ともに久留米市の市税等の滞納がない
7	過去の補助金の受給	過去に同種の補助金等をもらっていない(他市区町村からの交付を含む)
8	他の補助金の受給	現在、他の公的制度による家賃補助等をもらっていない
9	暴力団との関係	夫婦ともに暴力団または暴力団員でない、またはそれらと密接な関係がない
10	講座の受講等	夫婦ともに以下のいずれかを行っていること。 ・ライフデザイン支援講座の受講 ・プレコンセプションケアに関する講座の受講 ・医療機関への妊娠・出産に関する相談 ・共家事・子育て講座の受講

【対象費用】 令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った次の費用

住宅賃借費用(最大5か月分)、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、引越費用

※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、その支給額を対象経費から差し引きます

【補助上限額】

婚姻日の夫婦の年齢	どちらも29歳以下	どちらも39歳以下
補助上限額	60万円	30万円

【締 切】

令和9年2月26日(金)

※ただし、市の予算上限額に達し次第、受付を終了します

予算の状況については、久留米市公式ホームページでご確認いただけます

久留米市公式 HP



裏面に必要書類の取得先や注意事項を記載

【必要書類一覧】

	書類名称	取得先	備考	チェック
1	補助金交付申請書	・市ホームページ ・子ども政策課窓口	申請者、配偶者の欄はそれぞれご本人が記入してください。 事前に、講座の受講(または医療機関への相談)が必要です。詳細は、市公式ホームページ(子ども政策課)にてご確認ください。	
2	戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	・市民課(本庁舎1階) ・各総合支所市民福祉課 ・各市民センター	婚姻日等を確認します。	
3	住民票の写し (世帯全員分)	・各コンビニエンスストア※ (※マイナンバーカードをお持ちの方のみ)	同居日等を確認します。 本籍は省略可能ですが、続柄は必ず記載してください。 マイナンバーは省略してください。	
4	夫婦の所得証明書 「令和8年度(令和7年分)」	・税収納推進課(本庁舎地下1階) ・各総合支所市民福祉課 ・各市民センター ・各コンビニエンスストア※ (※マイナンバーカードをお持ちの方のみ)	原則として、令和8年1月1日時点の住民登録地で発行されます。 夫婦それぞれの証明書が必要です。	
5	奨学金の返済を証明 する書類 (必要な場合のみ)	・日本学生支援機構 など	所得期間内(令和7年の1月から12月まで)に貸与型奨学金の返還がある場合、夫婦の実所得額より奨学金返還分を差し引いた額を夫婦の所得とすることができます。 令和7年1月から12月までの奨学金返還額証明書等をご準備ください。	
6	滞納なし証明書 (市税及び 国民健康保険料)	・税収納推進課(本庁舎地下1階) ・各総合支所市民福祉課 ・各市民センター	久留米市の市税・国民健康保険料の滞納がないことを証明するもので、 夫婦それぞれの証明書が必要です。 ※申請される当日に取得をお願いします	
7	誓約書兼同意書	・市ホームページ ・子ども政策課窓口	申請者、配偶者の欄はそれぞれご本人が記入してください。	
8	住宅手当支給証明書	・勤務先 (様式は窓口と市ホームページにあります)	手当の有無に関わらず、市指定の様式で勤務先からの証明が必要となります。	
9	領収書 (支払額及び支払日が 確認できるもの)		・支払日が令和8年4月1日以降の経費が対象 ※申請には原本が必要です。窓口でコピーした後に返却することもできます。	
10	【住宅貸借費用】 賃貸借契約書		【対象経費】敷金、礼金、仲介手数料、家賃、共益費(家賃と共益費は最大5月分) 契約者が夫婦のどちらかであり、婚姻のため同居を始めた際の賃貸借費用が対象です。 月々の支払金額の内訳や、居住者情報を確認する必要がある為、契約書の中に記載がない場合は、別途、月々の支払金額の内訳や、居住者情報がわかるものをご提出ください。	
11	【住宅取得費用】 売買契約書又は 工事請負契約書	・各管理会社 など ・引越事業者 など 各種契約書は原本をお持ちください。窓口にてコピーを取らせていただきます。	【対象経費】住宅取得にかかった費用(建物のみ) 契約日が婚姻日の1年前の日以降で、契約者が夫婦のどちらかであるものが対象です。	
12	【住宅リフォーム費用】 工事請負契約書		【対象経費】住宅の修繕、増築、改築、設備更新などの工事費 契約日が婚姻日の1年前の日以降で、契約者が夫婦のどちらかであるものが対象です。 【対象外経費】倉庫などの附属建物や外構の工事費用、家庭電化製品の購入や設置にかかる費用	
13	【引越費用】 引越費用の見積書等		【対象経費】婚姻のため引越した費用で、引越し業者や運送業者に支払った費用 契約者が夫婦もしくは夫婦のどちらかであるものが対象で、引越し日、引越し前住所、引越し後住所を確認します。	

※その他、窓口での聞き取り状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
※窓口で補助金振込先の口座情報の確認をさせていただきます。通帳等、口座情報が分かるものをご持参ください。

【各種書類の様式及び取得方法】 QRコードリンク先の市公式ホームページをご覧ください

子ども政策課	市民課	税収納推進課
1. 補助金交付申請書 7. 誓約書兼同意書 8. 住宅手当支給証明書	2. 戸籍全部事項証明書 3. 住民票の写し(世帯全員分)	4. 所得証明書 6. 滞納なし証明書
		
市公式ホームページ (子ども政策課)	市公式ホームページ (市民課)	市公式ホームページ (税収納推進課)

【申請・お問い合わせ】
久留米市子ども未来部子ども政策課
住 所：久留米市城南町15番地3
久留米市役所本庁15階
電 話：0942-30-9227
メールアドレス：egao@city.kurume.lg.jp